特集 !! 退職・異動に伴う手続き

異動時の提出書類一覧

●印＝対象者全員
▲印＝該　当　者
■印＝希　望　者

各事由により、必要書類を所属所事務担当者を経由し提出してください。

他共済へ転出（市町村教委・国・知事部局への異動）	他支部へ転出（他県の公立学校への異動）	市立高校↓他の公立学校等間の異動	財団法人への派遣	退職再任用（フルタイム勤務・短時間勤務）	新規採用	他共済から転入（市町村教委・国・知事部局からの異動）	他支部から転入（他県の公立学校からの異動）	提　出　書　類	提出及び問い合わせ先
●	●							組合員転出（異動）届書	年金班 ☎ 043-223-4116
					● 注1	●	●	年金加入期間等報告書	
					▲ 注2	●	●	組合員転入（異動）届書	
●	●	▲						組合員異動報告書	給付班 ☎ 043-223-4118
●	▲	▲						組合員証・被扶養者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証	
		▲			●	●	●	組合員資格取得届書・個人番号記入用紙	
		▲			▲	▲	▲	被扶養者（認定・取消）申告書・個人番号記入用紙	
							●	他支部の組合員証・被扶養者証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・限度額適用認定証	
						▲	▲	他共済等の組合員被扶養者証の写し	
					● 注3	●	●	基礎年金番号が確認できる書類の写し	
▲	▲	▲	▲				▲	転出入及び退職（予定）者報告書　注4	経理・貸付班 ☎ 043-223-4122
						▲		貸付申込書一式	
▲ 注5	▲			▲				退職慰労金返還請求書	互助会 ☎ 043-223-4119
▲	▲	▲	▲					貸付関係異動報告書	
				■	■	■	■	加入申込書（原票）	
						▲ 注6		会員資格停止解除届（会員復帰）	

注１　過去に公務員の経歴を有する再就職の方を含む
注２　過去に公務員の経歴を有する方のみ提出
注３　20 歳未満で年金制度未加入者は不要
注４　所属所事務担当者が作成
注５　会員資格停止も選択可（互助会ＨＰ参照）
注６　加入申込書（原票）の提出は不要（新・旧ともに）

ご確認ください！

転出入に関する手続きについては、各所属所長あて「平成３１年２月２２日付け公立千第 368 号千公互第 58 号『平成３０年度末人事異動に伴う事務手続きについて（通知）』」を各所属所長あて送付していますので、併せてご確認ください。

特集 !! 退職・異動に伴う手続き

再任用職員の共済組合・互助会の取扱い

退職後に再任用職員として勤務する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱いが異なります。

	フルタイム勤務（38 時間 45 分／週）	20 時間以上（注）～ 38 時間 45 分未満／週	20 時間未満（注）／週
健康保険	共済組合加入	協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者　等選択
年　　金	共済組合加入 ・特別支給の老齢厚生年金は、再任用期間中は全部または一部が支給停止になります ※ 障害厚生（共済）年金については、再任用期間中でも一部を除き、支給されます。 ・再任用期間終了後は、その期間を合算した年金が支給されます （再退職時に退職改定の請求が必要です）	厚生年金加入 老齢厚生年金等は一部または全額支給停止になる場合があります	被用者年金制度加入なし 老齢厚生年金等は支給されます
	雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給すると年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります		
掛　　金	引続き給与から控除されます（健康保険・介護保険・厚生年金）	社会保険料が給与から控除されます（健康保険・介護保険・厚生年金）	加入する制度により異なります（厚生年金の負担はありません）（家族の被扶養者となる方の負担はありません）
貸　　付	次の 3 種類が利用できます ①特別貸付け 臨時に資金を必要とするとき ②高額医療貸付け 高額医療費の支給対象となる療養に係る支払い資金が必要なとき ③出産貸付け 出産費又は家族出産費の支給対象となる出産に係る支払い資金が必要なとき	利用できません	任意継続組合員のみ、 高額医療貸付け及び出産貸付けを利用できます
人間ドック	再任用互助会加入者　20,000 円補助 〃　未加入者　5,000 円補助 ※オプション補助あり （前立腺がん検査、子宮がん検査 乳がん検査（超音波・ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨｰ））	再任用互助会加入者のみ　15,000 円補助 ※オプション補助なし	
関東中央病院 人間ドック 脳ドック	利用できます	利用できません	利用できません
婦人科検診	受診できます	受診できません	受診できません
指定遊園施設 利用補助	利用できます	利用できません	任意継続組合員のみ 利用できます
共済組合直営 施設宿泊補助	利用できます	利用できません	
互　助　会	再任用採用時に加入できます（勤務形態は問いません） ・月額 3,000 円 ・現職会員とは事業内容が一部異なります（対象外事業等あり）		
教職員住宅	引き続き入居可能ですが、辞令の写しの提出が必要となります 内示後、3 月中に厚生班（☎ 043-223-4123）へ連絡		

（注）　他の要件
①月額賃金が 8.8 万円（年収 106 万円）以上、② 1 年以上の勤務期間が見込まれている、
③従業員が 501 人以上の企業
加入する条件に該当するか否かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。

特集 !! 退職・異動に伴う手続き

公立学校共済組合の貸付けを受けている方へ

お問い合わせ☎
経理・貸付班　043-223-4122

他共済組合 ｛市町村共済組合（市町村教育委員会）／地方職員共済組合千葉県支部（知事部局等）／国家公務員共済組合（国の機関）｝ へ異動が決まったら…？

貸付金の全額返済が必要となります！
（地方職員共済組合千葉県支部及び国家公務員共済組合へ異動する場合は、条件によって例外があります。）

公立学校共済組合で貸付けを受けている方が人事異動等により他の共済組合へ転出することとなった場合、**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください。**所属所事務担当者が作成する**「転出入及び退職（予定）者報告書」（様式第３１号）**の提出を受けて、公立学校共済組合より、**所属所を通して**本人あてに貸付金返済に必要な書類一式を発行します。
手続きが遅れますと異動先の共済組合での借替え手続きに影響を及ぼしたり、**利息の負担が増加**する場合がありますので、**異動が判明した時点で速やかに報告**してください。

返済方法については、以下の①～③のいずれかを選択してください。
③は地方職員共済組合千葉県支部に転出する場合に選択可能です。
（国家公務員共済組合に転出する方で、団体信用生命保険に加入している方は、③と同様の取り扱いができる場合があります。該当者には個別に詳細について御連絡します。）

①　自己資金で全額返済する

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、書類に記載されている指定期日までに金融機関等にてお振り込みください。

②　異動先の他共済組合から貸付けを受けて返済する（借替え）

貸付金返済に必要な書類一式を送付しますので、返済資金を異動先の共済組合から借り受けてください。その後、御本人で書類に記載されている指定期日までに金融機関等にてお振り込みください。**（異動先の貸付申込期限を、必ず事前に確認してください！）**
なお、地方職員共済組合千葉県支部で貸付けを受ける場合は、一部手続きが異なります。

借替えの流れ　※地方職員共済組合千葉県支部について「地共済」としています。

３月末
「転出入及び退職（予定）者報告書」（様式第３１号）の提出後、公立学校共済組合から貸付金返済に必要な書類一式（※）が所属所をとおして送付されます。

→

４月はじめ
異動先の共済組合で貸付けを申込みます。
◎「残高証明書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」（地共済の場合のみ）が必要となります。

申込期限に注意！

→

４月下旬までに
異動先の共済組合より貸付金が送金されたら、「振込依頼書」を使用して公立学校共済組合へ振込みます。
（地共済の借替えの場合は、直接当共済組合へ送金されます。）

返済期限を厳守！

※「残高証明書」、「振込依頼書」、「組合員貸付金の交付に関する承諾書」（地共済で借替えの場合のみ）

注　意　事　項

（１）　異動先の貸付制度により全額借りられない場合もあります。（詳細は異動先の共済組合へお問い合わせください。）
（２）　異動先での**貸付申込期限**と公立学校共済組合への**返済期限**を確認の上、速やかに手続きをしてください。４月借替えが間に合わなかった場合、５月以降の処理となり、利息負担が増加する場合があります。
（３）　**返済期限までに必ずお振込みください。**期限が近付いても入金がない場合は、個別に入金予定日等の確認の連絡をしますので、早めの入金にご協力ください。また、返済期限を過ぎますと、返済額に経過月数分の**利息が加算されます**ので、ご注意ください。

③　引き続き公立学校共済組合千葉支部への返済を継続する（徴収嘱託制度：最長５年間・その他制限あり）

徴収嘱託制度については、平成３１年２月２２日付け公立千第３５１号「平成３０年度末人事異動に伴う貸付関係事務処理について（通知）」を参照して、内容等を確認の上、希望する場合は「徴収嘱託申出書」を下記期限までに提出してください。

徴収嘱託申出書　提出期限：３月２６日（火）【必着】　様式第３１号と併せて提出して下さい。

ご確認ください！

◆市立高校及び千葉市小中学校等（市費）と、千葉市以外の小中学校及び県立高校、県の教育機関等（県費）との異動や、他支部（他県の公立学校）との異動の場合も**速やかに所属所事務担当者へ貸付けを受けていることを伝えてください。**（「転出入及び退職（予定）者報告書」（様式第３１号）の提出が必要です。ただし、継続して貸付金の償還を行うことが可能であるため、返済の手続きは不要です。）

◆転出入に関する手続きについては、併せて**平成３１年２月２２日付け公立千第３５１号「平成３０年度末人事異動に伴う貸付関係事務手続きについて（通知）」**をご確認ください。

特集 !! 退職・異動に伴う手続き

互助会貸付を受けている会員が異動による互助会員の資格を喪失する場合の手続き

お問い合わせ☎
互助会　043-223-4119

退職、他の共済組合（市町村共済等）又は他県へ異動する場合

互助会員の資格を喪失することになりますので、「貸付関係異動報告書」と「退職慰労金返還請求書」を提出してください。貸付残額（償還額）については一括返済となります。

なお、貸付残高は退職慰労金を充当し、不足のある場合は、振込書で振り込んでいただきます。

手続きの流れ

４月中旬
償還額のお知らせを御自宅宛に送付。不足額の出る方は、振込書を同封

→

４月末まで
償還金を振込
（退職慰労金で相殺し不足の出る方のみ）

→

６月～
完済者に所属を通じ、借用証書を返付

★　償還金振込期限までに返済がない場合は利息が加算されますのでご注意ください。

特集 !! 退職・異動に伴う手続き

次に該当する方は組合員証・組合員被扶養者証を必ずお返しください！

お問い合わせ☎
給付班　043-223-4118

①退職される方（退職後に引き続きフルタイム再任用になる方は除く）
②異動で加入する共済組合が変わる方（市町村教委・知事部局・国等）
③市立高校⇒他の公立学校等へ異動の方（職員コードが変わる方のみ）
④他支部へ転出する方（公立学校共済組合千葉支部→他の都道府県支部）

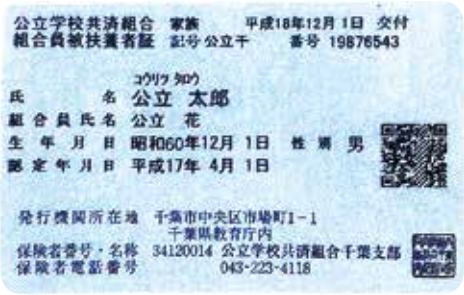

資格喪失後、速やかに組合員証・組合員被扶養者証を所属所の事務担当者へ返却してください。

①～③については現所属所へ、④については異動先の所属所へ返却

☆ご家族を扶養している方は、組合員被扶養者証も一緒に返還してください。

☆退職後に任意継続組合員になる方は組合員証番号が変わりますので、現在お持ちの組合員証等の返却をお願いします。

☆**退職後に引き続きフルタイム再任用になる方は、組合員番号を引き続き使用するため、現在お持ちの組合員証等の返却は必要ありません。**

☆**資格喪失後は、現在お持ちの組合員証等は使用できません。**
万が一、医療機関で使用した場合は後日医療費を返還していただきます。